

認定事業場の安全管理制度に関する通達の制定について

平成20年10月
航空局技術部航空機安全課

1. 背景

国際民間航空条約第6附属書の改正(2006年3月)に伴い、2009年1月1日より、国際航空運送事業の用に供する航空機及びその装備品の整備等を行う認定事業場に対し、安全管理制度の導入が求められました。

航空機整備分野における安全管理の徹底を図るため、従来から航空運送事業者に求められてきた安全管理制度のほかに、整備作業の委託先である認定事業場に対しても安全管理制度の導入が求められることとなりました。

各認定事業場は、自ら遂行する業務全般にわたって安全管理を実施するため、安全上の情報の収集・共有、ハザードの特定、その危険度の分析、必要に応じた是正措置の実施、講じた是正措置の有効性の評価といったリスク管理の方法を確立し、これらの活動を継続的に実施することが必要になります。また、組織の責任分担や意思疎通の仕組みを明確にすることにより、経営と現場間や部門間の意思疎通を円滑化し、経営トップから現場までが一体となって安全管理機能を実現させることができます。

安全管理制度は、このような安全方針、組織体制、リスク管理の方法等を総称した組織的な仕組みです。

認定事業場において安全管理制度が適切に導入されるよう、「認定事業場の安全管理制度の構築に係る一般指針」を通達として制定し、導入にあたっての指針等を示すこととしています。

2. 「認定事業場の安全管理制度の構築に係る一般指針」の概要

(1) 適用

航空法施行規則第35条の規定に基づき安全管理制度の適用が義務付けられる事業場は、航空法第20条第1項第3号、第4号又は第7号に係る認定業務であって、航空運送事業の用に供する客席数が30又は最大離陸重量が15トン以上の航空機又は当該航空機に装備する装備品に係る認定業務(以下「認定業務」という。)を実施する認定事業場です。

(2) 認定事業場の業務規程に定める事項

認定事業場は以下に示す安全管理制度に関する内容を業務規程に定めて、航空法第20条第2項の規定により国土交通大臣の認可を受けることが必要です。

1) 航空機の安全性を確保するための認定業務の運営の方針に関する事項

① 基本的な方針

最高責任者は、認定業務の運営上の安全に対する基本的な方針を明確に表明する。また、本方針について現場まで周知・浸透させることにより、経営トップから現場までが一丸となって安全管理制度を有効に機能させることを明らかにすること。

② 関係法令及び業務規程その他の航空機の安全性の確保のための定めの遵守

認定業務の遂行に際しては、関係法令や業務規程で定める安全管理制度、社内規定等

の規程類を遵守し、法令及び規程類への不適合が認められた場合には、すみやかに報告・是正することを明らかにすること。

③ 取組に関する事項

基本的な方針に沿った認定事業場の運営を遂行するため、全社及び各部門における安全管理制度に関する実施計画を設定し、継続的な実施により実施計画の達成に努めるとともに、達成度を評価することを明らかにすること。

2) 航空機の安全性を確保するための認定業務の実施及びその管理の体制に関する事項

① 組織体制

最高責任者、認定事業場安全統括管理者、各部門の責任者及び各部門内の組織長について、安全管理制度に関する権限及び責任を明確に定め、各部門における報告系統や指揮命令系統を明確にするとともに、部門間の十分な意思疎通を確保することを明らかにすること。

② 最高責任者による航空機の安全性の確保に係る責任

航空機の安全性を確保するための認定業務の運営上の基本的な方針を認定事業場全体に浸透させるほか、認定事業場安全統括管理者の意見を尊重して安全施策に係る最終判断を行うなど、航空機の安全性の確保に関する最高責任者が果たすべき責任を明らかにすること。

③ 認定事業場安全統括管理者の権限及び責任

安全に関する重要事項の進捗状況について最高責任者への定期的な報告、安全に関する重要な経営判断に直接関与すること等、認定事業場安全統括管理者の権限及び責任を明らかにすること。

3) 航空機の安全性を確保するための認定業務の実施及びその管理の方法に関する事項

① 情報の伝達及び共有

認定業務又は認定業務に関連した業務において発生した、安全に関する情報(安全情報)を収集し(社内報告制度等)、最高責任者や認定事業場安全統括管理者を含め必要な階層・部門に伝達するための体制を構築し、適切に運用することを明らかにすること。

② 事故等の防止対策の検討及び実施

収集・共有された安全情報を基に、発生傾向の把握やハザードの特定を行うことを明らかにすること。特定されたハザードについては、予想される発生頻度や安全への影響度のリスクを分析し、リスクを許容できる基準まで除去・回避するための具体的改善措置を探求・立案し、改善措置の決定、現場への展開、当該改善措置の実施後の妥当性評価を行うといった、リスク管理を実施することを明らかにすること。

改善措置の実施後の妥当性評価は、更に安全情報を収集することにより、継続的にモニタリングを実施することを明らかにすること。更に、認定事業場の管理制度におけるリスク管理が適切に機能しているかを定期的に評価することを明らかにすること。

③ 事故、災害等が発生した場合の対応

認定事業場において航空機の安全性に関する緊急事態が発生した場合の、認定事業場内、関係行政機関及び航空運送事業者等との緊急連絡体制、応急措置手順及び原因究明体制が確立されていることを明らかにすること。

④ 安全管理制度に関する監査その他の認定業務の実施及びその管理の状況の確認

安全管理制度に関する認定業務が定められた手順に沿って実施され、当該手順が機能しているか定期的にチェックし、改善するため、安全管理制度に関する監査の計画の立案、監査の実施、監査結果の評価、是正を行うことを明らかにすること。

⑤ 安全管理制度に関する教育及び訓練

認定事業場の安全管理制度を社内に浸透させる教育、安全啓発セミナー、ヒューマンファクターに関する訓練等を定め、認定業務に係る全ての人員に対して実施することにより、安全管理制度のもとで業務を遂行する十分な能力を確保し、組織内の安全文化の醸成を図ることを明らかにすること。

⑥ 安全管理制度に関する業務の記録の管理その他航空機の安全性の確保のための定めの整備及び管理

安全管理制度に関する業務の記録を適切に管理する方法を確立することを明らかにすること。また、認定事業場の安全管理制度に関する事項を業務規程及び関連社内規定等において文書化し、これらの規程類を適切に管理することを明らかにすること。

⑦ 認定業務の実施及びその管理の改善

安全管理制度の機能に影響を与える要因を特定し、当該要因を排除するといった安全管理度を構築し、継続的に改善していくことを明らかにすること。そのため、安全管理制度を構築する要素について、リスク管理のモニタリング及び評価等を通じて有効に機能しているかどうかの評価を定期的に行い、評価の結果、必要な場合には、安全方針の再設定、組織体制の充実、リスク管理手法の改善等の改善措置を講じることを明らかにすること。

4) 認定事業場安全統括管理者の選任の方法

認定事業場安全統括管理者の選任要件等の手続きを明らかにすること。

(3) その他

上記の他に本通達では、「認定業務の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」及び「通算して3年以上認定業務の実施又は管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を認めた者」とする認定事業場安全統括管理者の要件及び選解任の届出について、具体的に規定することとしています。

また、今回制定する通達との整合を図るため、「事業場認定に関する一般方針」(サーキュラーノ.2-001 平成19年3月28日付航空機安全課長通達)を一部改定する予定です。

3. スケジュール(予定)

今後、航空機安全課長通達「認定事業場の安全管理制度の構築に係る一般方針」を制定し、平成21年1月1日から施行する予定です。